\bigcirc 財金 務省 告示第

犯

号

罪 E ょ る 収 益 \mathcal{O} 移 転 防 止 12 関 す る 法 律 施 行令 平 成 <u>一</u> 宇 政令第二十号) 第十 七 条の二 及び 第十 七

条

 \mathcal{O}

 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ 規 定に 基づき、 犯罪 に ょ る 収 益 \mathcal{O} 移 転 防 止 に . 関 する法律 施 行 令第十七 条の二及び 第十 七 条 \mathcal{O} \equiv \mathcal{O} 規 定 に

基 づき国又は 地 域 を指定する件 **令** 和 五 年 財務省告示第二号) *⑦* 部を次のように改正 Ļ 令和

七

年八月

日 カコ 5 適 用する。

令和 七年 月 日

金 融 庁 長官 井藤 英樹

財 務 大臣 加 藤 勝 信

次 \mathcal{O} 表に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍線 を付 L た部が 分をこれ に 対 応す Ś 改 正 後 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線

を付 L た 部部 分の ように 改 め 改 正 前 欄 及 び 改 Ē 後欄 に 対 応 Ū 7 掲げるる そ \mathcal{O} 標 記 部 分 (連 続 す る 他 \mathcal{O} 規 定 لح 記

規定」 号に より一 という。 括 L 7 は、 掲げる規定にあって 改 Ē 前 欄 12 掲 げ は、 る対象規定を改正 その 標記 部 分に係る記載) 後欄 に 掲げ Ź に二 対 象規定として移動 一重傍線 を付 L た規定 改 以 Ē 後 下 欄 対 に 掲 象

げ る対 象規定で改正 前 欄 にこ れ に対応するも $\overline{\mathcal{O}}$ を掲げて 1 な 1 も の は、 これ を加える。

••		十五 [略]	十四 オランダ	十三 オーストリア	十二 [略]	十一 英領バージン諸島		九 ウズベキスタン	七•八 [略]	川 イタリア	二~五 [略]	一 アイルランド	外にある国又は地域とする。	臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域	て「令」という。)第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大	第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令 (次条におい	又は地域)	(令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国	改正後
[号を加える。]	「号を加える。]	加 [同上]	[号を加える。]	[号を加える。]	川 [同上]	[号を加える。]	1 [同上]	[号を加える。]	五・六 [同上]	[号を加える。]	一~四 [同上]	[号を加える。]				第一条 [同上]	又は地域)	(令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国	改 正 前

四十六・四十七 四十 フィンランド 三十八 三十三 三十 チェコ 二十五. 十九・二十 二十四~三十七 十四四 十六 一十二・二十三 [略] (・二十九 [略] スウェーデン ジャージー トルコ デンマーク マルタ スペイン フランス スロベニア スロバキア 略」 ポーランド ベルギー ハンガリー ブルガリア [略] 略 略 略

十六 [同上] 十二・十三 [同上] + + + 二十一[同上] ||十|||・||十|| 二十二 [同上] 十四・十五 [同上] 十七~二十 [同上] [号を加える。] 同上 同上

インドネシア	[号を加える。	イタリア [号を加える。	イスラエル [号を加える。	アルバニア [号を加える。	アラブ首長国連邦 [号を加える。	アメリカ合衆国 [号を加える。	アイルランド [号を加える。	又は地域とする。	る国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国 る国又は地域は、	令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定す 第二条 令第十七条	又は地域)	(令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国 (令第十七条)	[略] 二十八 [同上]	ルーマニア	[略] 二十七 [同上]	リトアニア	ラトビア 「号を加える。	[略] 二十六 [同上]	南アフリカ共和国 [号を加える。	マン島	
								域とする。	は、前条各号に掲げる国又は地域以外の本邦の域外に	七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定す		(令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国	占		占			占			

十 九 十七 三十 チェコ 英国 ウズベキスタン 英領バージン諸島 ジブラルタル カナダ キプロス エストニア ケイマン諸島 クロアチア ギリシャ オランダ オーストリア デンマーク シンガポール ジャージー スイス スウェーデン セルビア スロベニア スペイン 大韓民国 スロバキア

[号を加える。 [号を加える。

四 十 五 五十二 五十 五十 四十 フィリピン 三十六 三十五 三十! 三十二 三十七 三十四 マレーシア 香港 トルコ ドイツ マルタ 南アフリカ共和国 マン島 ポルトガル ベネズエラ フィンランド バミューダ諸島 ラトビア モーリシャス ポーランド ベルギー フランス ナミビア ブルガリア ハンガリー バーレーン ナイジェリア

[号を加える。 [号を加える。

	備考 表中の [] の記載は注記である。
[号を加える。]	五十八 ルクセンブルク
[号を加える。]	五十七 ルーマニア
[号を加える。]	五十六 リヒテンシュタイン
[号を加える。]	五十五 リトアニア